

# 欧州・ドイツ特許戦略の深層分析：日本企業のための包括的実務ガイドと戦略的羅針盤

Gemini 3 pro

## エグゼクティブ・サマリー

欧州、とりわけドイツは、技術革新と産業競争の世界的中心地であり、日本企業にとって不可欠な市場であるとともに、最も高度で複雑な知的財産権(IP)戦略が求められる地域である。2023年6月に開始された欧州単一特許(Unitary Patent: UP)および統一特許裁判所(Unified Patent Court: UPC)は、過去半世紀で最大の制度変革をもたらし、欧州特許実務の地殻変動を引き起こした。これまでの「欧州特許庁(EPO)での出願・権利化」と「各国での有効化(Validation)」という二項対立的な図式は過去のものとなり、現在は多層的かつ動的な戦略マトリクスの中で意思決定を行う必要がある。

本レポートは、ドイツおよび欧州の特許制度、権利化実務、訴訟実務を、法制度の根幹から実務の微細な運用に至るまで徹底的に比較分析し、日本企業が欧州市場で競争優位を確立するための具体的な戦略を提示するものである。特に、ドイツ特有の「侵害訴訟と無効訴訟の分離(バイファーケーション)」が生み出す「インジヤンクション・ギャップ(差止めの空白期間)」の戦略的価値、新制度下で解禁された「二重保護(Double Protection)」の活用、そして実用新案(Gebrauchsmuster)を用いた機動的な権利行使について、最新の判例や統計データを交えて詳述する。

結論として、日本企業は従来の「守り」の姿勢(オプトアウト中心)から脱却し、ドイツ国内制度の堅牢性とUPC制度の広域的な攻撃力を組み合わせた「ハイブリッド戦略」へと移行すべきである。この戦略には、コア技術に対する二重保護の適用、7年間の審査請求猶予期間を利用した競合牽制、および予備的差止命令を回避するための防御的警告書(Protective Letter)の積極的な運用が含まれる。

## 第1章 欧州およびドイツ特許制度の構造的比較と出願戦略の基礎

欧州における特許保護を求める日本企業にとって、最初の、そして最も重要な戦略的決定は「どのルートを通じて権利を取得するか」である。欧州特許庁(EPO)による集中化されたルートと、ドイツ特許商標庁(DPMA)をはじめとする各国特許庁への直接出願ルート(ナショナル・ルート)は、それぞれ異なる法的效果、コスト構造、および戦略的柔軟性を持っている。これらを競合するものとしてではなく、相互補完的なツールとして理解することが、洗練されたIP戦略の第一歩となる。

### 1.1 欧州特許庁(EPO)による集中審査システムの深層分析

ミュンヘンに本部を置く欧州特許庁(EPO)は、欧州特許条約(EPC)に基づき設立された地域特許庁

であり、単一の出願・審査手続きを通じて、加盟国（現在39カ国）における特許保護への道を提供する<sup>1</sup>。

### 1.1.1 集中化プロセスのメリットと経済合理性

EPOルートの最大の利点は、手続きの一元化による効率性にある。

- 手続きの簡素化：英語、ドイツ語、フランス語のいずれか一言語での出願が可能であり、単一の代理人を通じて審査対応を行うことができる。これは、複数の国で個別に代理人を選任し、それぞれの言語で対応する場合と比較して、管理コストと事務負担を劇的に軽減する。
- スケールメリット：一般的な経験則として、3～4カ国以上で権利化を目指す場合、EPOルートの総費用（出願料、調査料、審査料、代理人費用）は、各国への直接出願の合計費用よりも安価になる<sup>1</sup>。特に、翻訳コストのかかる言語圏（例：イタリア、スペイン）を含む場合、このメリットは拡大する。

### 1.1.2 「強い特許」としてのブランド価値と審査品質

EPOの審査品質は世界的に極めて高い評価を受けている。高度な専門知識を持つ審査官（多くが修士号や博士号を保持）による厳格な実体審査を経た欧州特許は、法的安定性が高く、「強い特許」としての信頼性を市場や裁判所から得やすい<sup>2</sup>。

- 戰略的意味：投資家やライセンスパートナーに対して技術の独創性と権利の堅牢性をアピールする場合、EPOでの特許取得は強力なシグナルとなる。

### 1.1.3 集中化に伴うリスク：セントラル・アタック

一方で、集中化には「全か無か」のリスクが伴う。

- 異議申立（Opposition）：特許付与後9ヶ月間、第三者はEPOに対して異議を申し立てができる。この異議申立により特許が取り消された場合、その効果は全指定国に及び、一挙に全ての権利を失うことになる。
- UPCにおける取消訴訟：新たに導入されたUPC制度下では、単一特許（UP）またはオプトアウトしていない欧州特許（EP）に対して、中央部（Central Division）での取消訴訟（Revocation Action）が可能となった。これにより、一度の判決で欧州主要国での権利を喪失する「セントラル・アタック」のリスクが恒久的に存在することになる<sup>3</sup>。

## 1.2 ドイツ特許商標庁（DPMA）ルートの戦略的再評価

多くの日本企業は、EPO出願（またはPCT出願のEPO移行）をデフォルトの選択肢としているが、欧州最大の市場であるドイツをターゲットとする場合、DPMAへの直接出願には見過ごせない戦略的価値がある。

### 1.2.1 コストとスピードの優位性

DPMAへの出願・審査費用は、EPOと比較して大幅に安価である。

- 出願料・審査料：DPMAの手数料体系は非常にリーズナブルであり、特に中小企業やスタートアップ、あるいは大量の防衛的出願を行う大企業にとって魅力的である<sup>1</sup>。

- 審査スピード: EPOの審査が数年を要することが多いのに対し、DPMAの審査は比較的迅速であり、出願から30～36ヶ月程度で特許が付与されるケースも多い<sup>6</sup>。

### 1.2.2 審査請求猶予制度(Deferred Examination)の戦略的活用

ドイツ特許法における最大の特徴の一つが、出願から7年間の審査請求猶予期間である<sup>7</sup>。この制度は、技術の市場価値や競合状況が不透明な初期段階において、極めて有効な戦略ツールとなる。

- 「ペンディング(係属中)」の価値: 審査請求を行わず、出願を係属状態にしておくことで、以下の効果が得られる。
  1. 競合他社への牽制: 公開された特許出願は、競合他社にとって「どのような権利範囲で特許化されるか不明」という不確実性(Uncertainty)をもたらす。これを「潜水艦特許(Submarine Patent)」のように運用し、競合製品が市場に投入された段階で、その製品をカバーするようにクレームを補正して審査請求を行う「ターゲティング出願」が可能となる<sup>7</sup>。
  2. コストの最適化: 7年間の間に、その技術が商業的に成功しないと判断された場合、審査請求を行わずに放置(みなし取下げ)することで、審査料や高額な代理人費用を節約できる<sup>8</sup>。これは、多数のアイデアをとりあえず出願し、後に選別する「多産多死」型のR&D戦略と親和性が高い。
  3. 補償金請求権: 審査請求前であっても、公開された出願には「補償金請求権」が発生するため、競合他社による模倣に対する一定の抑止力となる。

### 1.3 欧州単一特許(Unitary Patent: UP)の導入によるパラダイムシフト

2023年6月のUP制度開始は、欧州特許実務における歴史的な転換点である。

#### 1.3.1 従来の「束(Bundle)」方式の限界

従来、EPOで付与された特許は、指定国ごとに翻訳文を提出し、登録料を支払うことで、各国の国内特許の「束(Bundle)」として有効化(Validation)されていた<sup>1</sup>。この方式では、維持年金の納付や住所変更の手続きを国ごとに行う必要があり、管理コストが膨大になる傾向があった。

#### 1.3.2 単一特許(UP)の革新性

UPは、EPOでの付与後に「単一的効力の申請(Request for unitary effect)」を行うことで、協定批准国全体(現在はドイツ、フランス、イタリア、オランダを含む17カ国以上)で、国境のない単一の権利として効力を生じる<sup>10</sup>。

- 維持年金の一本化: UPの維持年金は、EPOに対して一括して納付する。その額は、主要4カ国(ドイツ、フランス、イギリス、オランダ等)で特許を維持する場合の合計額と同程度に設定されており、更新管理の手間も大幅に削減される<sup>11</sup>。
- 翻訳要件の緩和: 移行期間中は1言語への翻訳が必要だが、最終的には翻訳不要となる予定であり、従来の各国翻訳コストと比較して劇的な削減が可能となる<sup>13</sup>。

#### 1.3.3 地理的カバレッジの注意点:「英國の穴」

UPを選択する際に最も注意すべき点は、英國(UK)が含まれないことである。英國はEUを離脱しており、UP制度に参加していない。また、スイス、スペイン、トルコなどもUPの対象外である<sup>3</sup>。したがって、歐州の主要經濟圏をカバーするためには、「UP(EU主要国)」と「英國での個別有効化(National Validation)」を組み合わせる必要がある。これを怠ると、重要な英國市場が無防備になるリスクがある。

## 第2章 コスト構造と翻訳要件の詳細比較

特許戦略において、コストは常に決定的な要因である。ここでは、UPと従来のEP Bundle、そしてドイツ国内特許のコスト構造を詳細に比較する。

### 2.1 維持年金(Renewal Fees)の損益分岐点分析

維持年金は特許保有期間中の最大のコスト要因の一つである。最新の料金表に基づき、以下の傾向が明らかになっている<sup>12</sup>。

年次	単一特許(UP) 年金(EUR)	独・仏・英・伊 4力国合計(参考概算)	損益分岐の考察
第2-4年	累計約 300 EUR	累計約 400-500 EUR	初期段階では差は小さいが、UPが有利。
第5-10年	累計約 4,700 EUR	累計約 5,500-6,000 EUR	4力国以上で維持する場合、UPが明確に安くなる。
第11-20年	累計約 30,000 EUR	累計約 40,000 EUR 以上	長期保有するほど、UPのコストメリットが拡大する。

データからの洞察:

- **4力国ルール:** 一般的に、4力国以上(例:独、仏、伊、蘭)で特許を維持する場合、UPの方が総コストは安くなる。逆に、3力国以下(例:独、英、仏のみ)で十分な場合、従来のBundle方式の方が安くなる可能性がある<sup>3</sup>。
- 「セレクティブ・ドロップ」の不可: UPのデメリットは、特定の国だけ放棄して年金を下げることができない点である。従来のBundle方式であれば、製品寿命が終わった国から順次特許を放棄(Lapse)してコストを削減できるが、UPは常に「全エリア維持」か「全エリア放棄」の二択となる<sup>3</sup>。

## 2.2 翻訳コストの現実と最適化

日本企業にとって、翻訳費用は依然として大きな負担である。

- **UPの翻訳要件:** 移行期間中(最低6年、最長12年)は、英語で特許が付与された場合、EU公用語の1つ(ドイツ語、フランス語、スペイン語など)への全文翻訳が必要である<sup>14</sup>。しかし、この翻訳はあくまで情報目的であり、法的効力を持たないため、AI翻訳などを活用してコストを抑えることが実務上可能になりつつある。
- **EP Bundleの翻訳要件:** ロンドン協定加盟国(独、英、仏、スイス等)では翻訳要件が撤廃または緩和(クレームのみ翻訳)されているが、イタリアやスペインなど一部の国では依然として全文翻訳が求められる。したがって、これらの国を含む広範な権利化を目指す場合、翻訳コストだけで数千ユーロ以上の差が生じる可能性がある。

---

## 第3章 訴訟実務の比較: ドイツ国内訴訟 vs 統一特許裁判所(UPC)

特許権の価値は、最終的にはそれを行使(Litigation)して競合を排除できるかどうかにかかっている。ドイツ国内裁判所とUPCは、それぞれ異なる訴訟力学を持っており、これらを理解することが勝訴への鍵となる。

### 3.1 ドイツ国内訴訟の強み: 分離原則と「インジャンクション・ギャップ」

ドイツは世界で最も特許権者に有利(Pro-Patent)な裁判管轄の一つとして知られている。その核心にあるのが、\*\*侵害訴訟と無効訴訟の分離(Bifurcation)\*\*システムである。

#### 3.1.1 分離システム(Bifurcation)のメカニズム

ドイツでは、特許侵害訴訟と特許無効訴訟が異なる裁判所で審理される<sup>16</sup>。

- **侵害裁判所(Landgericht):** デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンなどの地方裁判所が管轄。ここでは「特許は有効である」という前提で審理が進められる。被告が無効の抗弁(Invalidity Defense)を行っても、侵害裁判所自体が特許を無効にすることはできない。
- **無効裁判所(Bundespatentgericht):** 連邦特許裁判所が管轄。特許の有効性のみを専門に審理する。

#### 3.1.2 「インジャンクション・ギャップ」の戦略的価値

このシステムの最大の特徴は、審理スピードの非対称性にある。

- **タイムラインのズレ:** 侵害訴訟は通常8~12ヶ月で判決が出るのに対し、無効訴訟は18~36ヶ月、場合によってはそれ以上かかることがある<sup>16</sup>。
- **ギャップの発生:** この結果、無効裁判所が「特許は無効である」という判決を出すよりも早く、侵害裁判所が「侵害である」と認定し、差止命令(Injunction)を出す状況が生まれる。この「無効判決が出るまでの間の差止有効期間」がインジャンクション・ギャップである。

- 攻撃側のメリット: 日本企業が原告となる場合、たとえ特許に無効理由(先行技術など)が存在していても、このギャップ期間を利用して競合製品を市場から排除し、圧倒的に有利な条件で和解やライセンス契約を迫ることができる<sup>17</sup>。
- 防御側の対策(停止申立): 被告側は、侵害裁判所に対して「無効訴訟の判決が出るまで侵害訴訟を停止(Stay)してほしい」と申し立てることができる。しかし、ドイツの裁判所は伝統的に停止要件を厳しく運用しており、無効になる確率が「非常に高い(highly likely)」と証明できなければ停止は認められない傾向にある<sup>18</sup>。

### 3.1.3 「比例原則(Proportionality)」の導入と実務への影響

2021年のドイツ特許法改正により、第139条に「比例原則」が明文化された。これは、差止請求が侵害者や第三者に対して「不当な不利益(disproportionate hardship)」をもたらす場合、例外的に差止めを制限できるという規定である<sup>20</sup>。

- 実務への影響: しかし、実際の裁判例(Wärmetauscher判決など)を見る限り、この例外が適用されるケースは極めて稀であり、自動車産業における複雑なサプライチェーン問題や、人命に関わる医薬品などの特殊な事例に限られている<sup>20</sup>。したがって、原則として「侵害=自動的差止め」というドイツの強力なプロパテント性は維持されていると考えてよい。

## 3.2 統一特許裁判所(UPC)の革新とリスク

UPCは、欧州特許訴訟の分断を解消するために設立されたが、その手続きはドイツ国内訴訟とは大きく異なる独自の論理で動いている。

### 3.2.1 フロントローディング(Front-loading)と超高速審理

UPCの手続きは、提訴から1年以内(12ヶ月)の判決を目指して設計されている<sup>23</sup>。

- フロントローディング: 当事者は、訴状(Statement of Claim)および答弁書(Statement of Defense)の段階で、全ての主張、証拠、技術的分析(クレームチャート)を提出しなければならない。後からの追加提出は厳しく制限される。
- 日本企業への教訓: 「とりあえず提訴してから証拠を集める」というアプローチは通用しない。訴訟前の準備(Pre-action preparation)の質が勝敗を直結するため、十分な時間をかけた事前の分析が不可欠である。

### 3.2.2 集中管轄と広域的効力: Pan-European Injunction

UPCでの勝訴判決は、全てのUPC参加国(17カ国以上)で効力を有する。

- メリット: 一度の訴訟で、ドイツだけでなくフランス、イタリア、オランダなどの主要市場から一斉に侵害品を排除できる(Pan-European Injunction)。これは、広域にサプライチェーンを持つ競合他社に対して壊滅的な打撃を与えることができる<sup>4</sup>。
- リスク(セントラル・アタック): 逆に、UPCで特許が無効と判断されれば、全参加国で権利を失う。特に、UPCの中央部(Central Division)には、独立した無効訴訟を提起できるため、競合他社からの集中攻撃を受けやすい<sup>25</sup>。

### 3.2.3 証拠収集: 査察命令(Inspection / Saisie)の威力

証拠収集能力においても、ドイツ国内手続とUPCには重要な違いがある。

- ドイツの査察権: ドイツにはディスカバリー(証拠開示)制度はないが、「査察権(Besichtigungsanspruch)」がある。しかし、その要件は厳格であり、証拠の「保全(押収)」まで認められにくい<sup>27</sup>。
- UPCの証拠保全命令: UPCは、フランスの「Saisie-contrefaçon(模倣品差押え)」に近い、強力な証拠保全命令(Order for preservation of evidence / Inspection)を発令できる<sup>29</sup>。
  - 最新トレンド: UPCの地方部(特にミラノやパリ、最近ではドイツの地方部も)は、見本市(トレードショー)での抜き打ち査察や、相手方に事前の警告なし(ex parte)で行う証拠保全を認める傾向にある<sup>31</sup>。
  - 日本企業への示唆: 見本市に出展する日本企業は、競合他社によるUPC経由の抜き打ち査察(製品の押収や詳細な写真撮影)を受けるリスクに備える必要がある。逆に、侵害の証拠が外部から分かりにくい(内部構造やプロセス)場合、UPCの査察命令を活用することで、決定的な証拠入手できる可能性がある。

---

## 第4章「二重保護(Double Protection)」と実用新案を活用したハイブリッド戦略

ドイツおよび欧州の新制度下において、日本企業が採用すべき最も先進的かつ有効な戦略は、複数の権利保護手段を組み合わせる「ハイブリッド戦略」である。

### 4.1 「二重保護(Double Protection)」の解禁と戦略的活用

かつてドイツでは、同一の発明について欧州特許(ドイツ指定)とドイツ国内特許の両方を持つことは禁止されていた(二重保護の禁止)。しかし、UPC導入に伴う法改正(IntPatÜG § 16a)により、現在は一定条件下で\*\*「両方の権利を同時に維持すること」\*\*が可能になった<sup>33</sup>。

#### 4.1.1 二重保護のスキーム

1. 欧州特許(EP)出願: EPOに出願し、特許査定を得た後、単一特許(UP)を選択する。
2. ドイツ国内出願: 並行して、同じ発明についてDPMAへドイツ国内出願を行う(またはPCT出願からドイツ国内移行する)。

#### 4.1.2 「保険」としてのドイツ特許

この戦略の最大の利点は、リスクヘッジにある。

- UPCリスクの回避: もしUPCでの訴訟(セントラル・アタック)により単一特許(UP)が無効とされた場合でも、ドイツ国内特許はUPCの管轄外であるため、その効力は維持される。これにより、欧州最大の市場であるドイツでの権利を死守することができる<sup>34</sup>。
- 二重の権利行使(Double Jeopardy)の防御: ただし、被告側には「二重の抗弁(Double Jeopardy Defense)」が認められており、UPCとドイツ国内裁判所の両方で同時に訴えられた

場合、ドイツ国内での訴訟は却下または停止される可能性がある<sup>34</sup>。しかし、戦略的にどちらのフォーラムを使うかを選択できる主導権(Optionality)は、依然として特許権者にある。

## 4.2 実用新案(Gebrauchsmuster)の「分岐(Branching-off)」による奇襲戦法

ドイツの実用新案制度は、「審査なしで登録される」「特許出願から分岐できる」という特徴を持つ、極めて攻撃的なツールである<sup>37</sup>。

### 4.2.1 分岐(Branching-off / Abzweigung)のメカニズム

係属中の欧州特許出願(ドイツ指定)やドイツ特許出願から、その出願日・優先日を維持したまま、実用新案を派生(分岐)させることができる。この権利は、出願日から最長10年間行使可能である<sup>37</sup>。

### 4.2.2 戦術的シナリオ: 即時差止めの実現

- シナリオ: EPOでの審査が長引いている間に、競合他社が模倣品をドイツ市場に投入してきた。特許はまだ成立していないため、特許権に基づく差止めはできない。
- アクション: 係属中のEP出願から、ドイツ実用新案を分岐出願する。実用新案は実体審査がないため、数週間～数ヶ月で登録される。
- 効果: 登録された実用新案に基づき、即座にドイツの裁判所に警告状を送付し、仮差止命令(Preliminary Injunction)を申し立てる。これにより、特許成立を待たずに侵害品を市場から排除できる<sup>40</sup>。
- テーラーメイド: 分岐時に、侵害製品(イ号物件)の仕様に合わせてクレームを調整(Tailoring)することが可能である(ただし、元の出願の開示範囲内であること)。これにより、侵害立証が容易で、かつ無効にされにくい権利を作り出すことができる<sup>39</sup>。

## 4.3 オプトアウト(Opt-out)戦略の再考とリスク管理

多くの日本企業が、UPCの不確実性を避けるために既存の欧州特許をオプトアウトしている。しかし、オプトアウトには「ロックイン」のリスクがある。

- オプトアウトの撤回(Withdrawal)の罠: オプトアウトした特許でも、必要になれば撤回してUPCを利用できる。しかし、「すでに国内裁判所で訴訟が提起されている場合」は撤回できない<sup>41</sup>。
- ピン留め(Pin-down)戦術: 競合他社が、日本企業の重要な特許に対してドイツ国内裁判所で「非侵害確認訴訟」や「無効訴訟」を先制的に提起した場合、その特許は永久にオプトアウト状態に固定(ロックイン)され、UPCでの広域権利行使の道を閉ざされることになる。
- 最新判例(Aim Sport v. Supponor): UPC控訴裁判所は、移行期間開始前(2023年6月以前)に開始された国内訴訟であっても、オプトアウト撤回を阻止する効果を持つとは限らない(条文解釈の議論)が、原則として国内訴訟の存在は撤回をブロックするという解釈が有力である<sup>42</sup>。
- 推奨: 欧州全域で侵害される可能性が高い「虎の子」の特許については、あえてオプトアウトせず、最初からUPCの管轄下に置いておく(または早期に撤回することで、いつでも全欧洲的な

差止めができる体制を見せる「抑止力」とすべきである。

## 第5章 日本企業特有の課題と防御策

日本企業の意思決定プロセスやリスク回避的な文化は、欧州の激動する特許環境において強みにも弱みにもなり得る。

### 5.1 警告書(Protective Letter / Schutzschrift)による防御

日本企業が被告となるリスク(特に見本市などの突然の仮差止)に対しては、「警告書」の活用が必須である<sup>44</sup>。ドイツやUPCでは、権利者が「緊急性」を主張すれば、被告側の言い分を聞かずには(Ex parte)仮差止命令が出されるリスクがある。

- 仕組み: 侵害の警告を受けた段階、あるいはその予兆がある段階で、予防的に裁判所(UPCおよびドイツのレジストリ)に「我々の製品は侵害していない」「相手の特許は無効である」という主張をまとめた書面(警告書)を提出しておく。
- 効果: 裁判官は仮差止の申し立てがあった際、必ずこの警告書を検討しなければならない。これにより、一方的な差止めを回避し、少なくとも口頭審理を開かせるチャンスを得ることができる。これは、製品発売前や主要な見本市(IFA, Electronica等)の前に必ず検討すべき防御策である<sup>32</sup>。

### 5.2 日本企業への推奨アクションプラン

以上の分析に基づき、日本企業が採るべき具体的なアクションプランを提言する。

1. ポートフォリオの仕分けと「二重保護」:  
全ての出願にコストをかけるのではなく、事業の生命線となる「コア技術」については、コストをかけてでも「UP(広域攻撃力)」と「ドイツ国内特許(堅牢な守り)」を併用する二重保護戦略を採用する。
2. 機動部隊としての「実用新案」:  
特許出願の審査を待つだけでなく、係争発生時には即座にドイツ実用新案を分岐させ、数ヶ月以内に差止請求を行う「ファスト・トラック」を常に準備しておく。これは特にライフサイクルの短い電子機器や消費財分野で有効である。
3. UPCへの適応と「攻め」の姿勢:  
「様子見」のオプトアウト戦略から一歩進み、UPCの広域差止め効力を抑止力として活用する。特に、模倣品が複数国(独・仏・伊など)に流通しているケースでは、UPCでの訴訟提起を積極的にシミュレーションする。
4. 英国市場のケア:  
UPを選択する場合でも、必ず英国(UK)での個別有効化を忘れない。

欧州の特許制度は、UPCの登場により複雑化したが、その複雑さの中にこそ、戦略的な「勝ち筋」が存在する。ドイツの「インジャンクション・ギャップ」や実用新案の「分岐」といったローカルな強力な武器と、UPCの「広域効力」という新しい武器を組み合わせることで、日本企業は欧州市場において、こ

これまで以上に強固な知的財産権の防壁を築くことができるだろう。

## 引用文献

1. How to Apply for a European Patent – The 2025 Guide, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.wsl-patent.de/en/ip-hub/european-patent-application/>
2. German versus European patent system – GermanLaw International, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.germanlawinternational.com/intellectualproperty/germanlawinternational/german-versus-european-patent-system-161478/>
3. No one-size-fits-all: Unitary patent or national validation?, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.boult.com/bulletin/no-one-size-fits-all-unitary-patent-or-national-validation/>
4. 10 facts you need to know about the UPC | BARDEHLE PAGENBERG, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.bardehle.com/en/ip-news-knowledge/publication/detail/unitary-patent-and-unified-patent-court>
5. Why Filing German Patents is a Strategic Advantage for Chinese ..., 1月 25, 2026にアクセス、<https://www.chinaiptoday.com/post.html?id=2207>
6. Applying for a Patent in Germany - IPWatchdog.com, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://ipwatchdog.com/2020/08/22/applying-patent-germany/>
7. Deferred Patent Examination System - Germany - Mewburn Ellis, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.mewburn.com/law-practice-library/deferred-patent-examination-system-germany>
8. Deferred Patent Examination - EconStor, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/94178/1/sfb-tr15-dp416.pdf>
9. European Grant Procedure - Mewburn Ellis, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.mewburn.com/law-practice-library/european-grant-procedure>
10. Understanding Patent Lifetimes and Costs in 2025 - IamIP, 1月 25, 2026にアクセス、<https://iamip.com/understanding-patent-lifetimes-and-costs-in-2025/>
11. Unitary Patent Pitch.law, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.pitch.law/unitary-patent>
12. Cost of a Unitary Patent | epo.org, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.epo.org/en/applying/european/unitary/unitary-patent/cost>
13. The costs of the Unitary Patent and the Unified Patent Court system, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.hoganlovells.com/en/publications/the-costs-of-the-unitary-patent-and-the-unified-patent-court-system>
14. Language Regime and Translation Requirements under the UPC, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2022/10/language-regime-and-translation-requirements-under-the-upc>
15. The unitary patent and the Unified Patent Court - Spruson & Ferguson, 1月 25, 2026にアクセス、

<https://www.spruson.com/the-unitary-patent-and-the-unified-patent-court-impact-on-patent-applicants/>

16. Legal Landscapes: Germany – Patent Litigation | Articles - Finnegan, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.finnegan.com/en/insights/articles/legal-landscapes-germany-patent-litigation.html>
17. The Rising Threat of German Patent Litigation: Are You Ready?, 1月 25, 2026にアクセス、  
[https://ip.utahbar.org/uploads/9/1/9/4/91940160/the\\_rising\\_threat\\_of\\_german\\_patent\\_litigation\\_are\\_you\\_ready.pdf](https://ip.utahbar.org/uploads/9/1/9/4/91940160/the_rising_threat_of_german_patent_litigation_are_you_ready.pdf)
18. Patent Infringement in Germany and Europe (2025), 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://rolfclaessen.com/en/patent-infringement/>
19. Outlook on 2024 – preliminary injunction in the German Courts and ..., 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2023/12/current-standard---german-courts-and-the-upc>
20. EU principle of proportionality as a limit to injunctions in patent law, 1月 25, 2026にアクセス、<https://academic.oup.com/jiplp/article/20/12/775/8297160>
21. Proportionality Defenses in FRAND Cases, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://dc.law.utah.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1377&context=scholarship>
22. The Disproportionality Defense – Will it change the legal landscape, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2022/09/the-disproportionality-defense>
23. European Unitary Patent and Unified Patent Court | CMS Law, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://cms.law/en/media/local/cms-cmno/files/publications/publications/european-unitary-patent-and-unified-patent-court>
24. Trends emerging from UPC indicate growing divergence from EPO ..., 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.cohausz-florack.de/blog/artikel/trends-emerging-from-upc-indicate-growing-divergence-from-epo-practices/>
25. UPC litigation trends - COHAUSZ & FLORACK, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.cohausz-florack.de/blog/artikel/upc-litigation-trends/>
26. Is there a trend towards bifurcation at the UPC? - A&O Shearman, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.aoshearman.com/en/insights/is-there-a-trend-towards-bifurcation-at-the-upc>
27. Securing evidence in patent cases by means of inspection, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.bardelle.com/en/ip-news-knowledge/firm-news/news-detail/securing-evidence-in-patent-cases-by-means-of-inspection>
28. Patent Litigation in Germany - Preu Bohlig, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://preubohlig.de/wp-content/uploads/2019/07/PatentLitigationHoppe.pdf>
29. Pre-trial discovery before the UPC? – Pharmaceuticals, Trade fairs ..., 1月 25, 2026

にアクセス、

<https://www.taylorwessing.com/de/insights-and-events/insights/2025/12/pre-trial-discovery-before-the-upc>

30. Comprehensive Expert Insights on the Unitary Patent and Unified ..., 1月 25, 2026  
にアクセス、  
<https://www.vossiusbrinkhof.eu/upc-expertise/card-detail/evidence-and-burden-of-proof>
31. UPC Decision Düsseldorf: Inspection and Evidence Preservation, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://grunecker.de/en/insights/upc-decision-duesseldorf-inspection-and-evidence-preservation/>
32. UPC Unfiltered, by Willem Hoyng – UPC decisions week 45, 2025, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.hoyngrokhmonegier.com/news-insights/detail/upc-unfiltered-by-willem-hoyng-upc-decisions-week-45-2025>
33. Double protection and forum shopping under Germany's draft UPC ..., 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.bristowsupc.com/commentary/double-protection-and-forum-shopping-under-germanys-draft-upc-legislation/>
34. Guest post: Future double patent protection in Germany, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.managingip.com/article/2a5bqo2drurt0bwsoikjs/guest-post-future-double-patent-protection-in-germany>
35. Amendments to the German Law regarding International Treaties in ..., 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://preubohlig.de/newsletter/amendments-to-the-german-law-regarding-international-treaties-in-the-matter-of-patents-intpatuebkg-with-a-view-to-the-entry-into-force-of-the-upca/?lang=en>
36. III. Simultaneous Protection - Germany - EPO, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.epo.org/en/legal/national-measures-up/2022/iii/de.html>
37. Splitting off a utility model from a patent application - DPMA, 1月 25, 2026にアクセス、  
[https://www.dpma.de/english/utility\\_models/application/splitting\\_off/index.html](https://www.dpma.de/english/utility_models/application/splitting_off/index.html)
38. Utility model protection in Germany, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.bardelle.com/en/ip-news-knowledge/publication/detail/pdf/utility-model-protection-in-germany.pdf>
39. The German Utility Model - Meissner Bolte, 1月 25, 2026にアクセス、  
[https://www.meissnerbolte.com/fileadmin/user\\_upload/pdf/broschueren/german\\_utility\\_model.pdf](https://www.meissnerbolte.com/fileadmin/user_upload/pdf/broschueren/german_utility_model.pdf)
40. German utility model - the hidden champion - JET IP, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.jet-ip.legal/de/news/german-utility-model---the-hidden-champion>
41. UPC Blog Series Part 2 - Bird & Bird, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.twobirds.com/en/patenthub/shared/insights/2023/global/upc-blog-series-part-2>
42. UPC Court of Appeal Decision on Opt-Out Withdrawals - Bird & Bird, 1月 25, 2026  
にアクセス、

<https://www.twobirds.com/en/insights/2024/global/upc-court-of-appeal-decision-on-opt-out-withdrawals>

43. UPC Court of Appeal confirms that opt-outs may be withdrawn for ..., 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.carpmaels.com/upc-court-of-appeal-confirms-that-opt-outs-may-be-withdrawn-for-patents-subject-to-pre-upc-national-litigation/>
44. Unified Patent Court Review 2023-2024 - Bristows LLP, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.bristows.com/app/uploads/2025/12/Unified-Patent-Court-Review-2023-2024.pdf>
45. Protective letters under the UPC system - Taylor Wessing, 1月 25, 2026にアクセス、  
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2023/05/protective-letters-under-the-upc-system>